

イノベーション・コースト構想

拠点を核とした産業集積及び周辺環境整備の課題に係る検討会 資料

平成 28 年 4 月 28 日
飯 館 村

1、農林業の再開にあたっての課題

① 環境省の除染は「農業の再開、林業の再開」を目的としていないこと。

- ・ため池および水流のある水路、河川は除染しない。
- ・農地の辺縁は 20m までの堆積物除去のみ、水田の畦畔は原則堆積物除去のみ。
- ・農業用排水路等の維持管理のために行う堆積物の除去には放射性物質が吸着していることが懸念されるが、除染行為でないため、環境省に引き取ってもらえない。

② 除染の遅延により地区間での農業復興に向けた取組みに大きな差が生じること。

- ・福島県営農再開支援事業の終期（平成 30 年度）までに、除染工事上の地力回復が完了しない場合、当該事業に取組めない地区が出てきてしまう恐れがある。
- ・農業者の意欲の奮起や主体的な問題解決の推進のためにも、当該事業による農地保全等に取組むことが必要である。

③ 除染完了後に暗渠排水等の基盤再整備を図る必要があること。

- ・排水不良の水田は保全管理することも困難であるため、中小規模土地改良も必要である。

④ 村内で営農再開するには、ソフト、ハードともに相当の投資を要すること。

- ・被災前に使っていた農機具、資材はすでに使えない状況にある。
- ・ハード整備は加速化交付金等で実施できても、簡易に活用できるソフト事業はない。
- ・再開初期は、煩雑な営農計画を求めない定額補助があることが望ましい。

(例：避難農業者一時就農等支援事業)

⑤ 加速化交付金の申請、運用体制に問題があること。

- ・本省、県側で村の現状を知らない状況があり、村内での営農再開を推進するにあたっても膨大な資料を短期間で提出することが求められるため、事務が煩雑である。

⑥ 担い手が極少になり、水路等の農業基盤を維持管理できなくなること。

- ・地域における従来の担い手数の帰村が期待できないため、水路周辺の草刈や堆砂除去等が今後できなくなることが想定される。
- ・農業基盤の維持管理の負担感が、水稻作付を敬遠する一因となっている。
- ・仮置きされている放射性廃棄物は営農再開の意欲を妨げる一因となっている。

⑦ 林業再開には、空間線量率による搬出制限、作業自粛制限が支障となること。

- ・県内一律の方針、基準しかないため、村内の林産材を村内活用することもできない。
- ・汚染地域独自の方針、基準があることが望ましい。

⑧ 農林産物をバイオマス利用するための残渣処分方針・手法が確立されていないこと。

- ・森林施業の再開は、村の景観を維持する上で必要不可欠である。
森林施業を営む上で発生する放射性物質を含む農林産物をやその残渣を処分することができない状況にある。

⑨ 村外居住者の増加により、営農再開者への農地集積が困難になること。

- ・農地の利活用については、地権者同士はもとより、地区ぐるみでの話し合いが不可欠だが、村外居住者が増加すると、当該話し合いの頻度が減ること等により合意形成が困難になる。

2、イノベーション・コースト構想の推進にあたっての課題

① 初期の営農再開希望者は、従来の技術、手法での農業を要望することが見込まれる。

- ・農業者は確実に実施できる技術、手法を採用するため、営農再開時に先端技術を導入するには、相当の事前調整が必要になる。

② 先端技術導入のために新しい仕組み・組織を要する場合、十分な調整が必要。

- ・大規模繁殖農場など、被災前になかった仕組みを導入するには、僅少である営農再開希望者との調整はもとより、地区との地道な協議も必要である。

3、要望事項

① 制度・運用方法の継続・新設・見直し

(ア) 福島県営農再開支援事業の継続

- ・除染の遅延によらず村内 20 地区全てが当該事業に取組めるよう継続を要望する。

(イ) 村内営農再開者のための簡易に活用できるソフト事業の創設

- ・村外での一時的な就農には、県単独補助事業（避難農業者一時就農等支援事業）があり、当該事業活用者の中から村内での営農再開希望者が出てきている。
- ・村内での営農再開時にも活用できるように当該事業の要綱改正または同等の事業の新設を要望する。

(ウ) 加速化交付金の申請・運用方法の見直し

- ・被災地域農業復興総合支援事業については、販路の確実性や農政局との事前協議等が求められる一方で、当該要綱にない膨大な資料を短期間で提出しなければならず事務が煩雑である。平成 24 年度に実施していた復興庁による事前ヒアリングを再開することを要望する。

② 人員の配置

(ア) 復興施策の実現のために協働する人材の配置

- ・村職員とともに課題解決等に取り組める人材の配置を要望する。

(イ) 販路開拓の支援

- ・販路開拓のアドバイザー派遣事業等はあるが、作付を再開していない段階においては市場関係者との交渉は非常に困難である。
- ・農業者の意欲奮起を促すために、農業復興を加速化させる振興作物の選定や市場関係者とのマッチングを強力に進める人材の配置を要望する。

③ 避難地域を復興するための新基準・方針の策定

(ア) 林業再開のための飯舘村用の基準・方針の策定

- ・県内一律の基準・方針では、村内の林材の間伐すら実施することはできない。
- ・木質バイオマス利用（発電、熱供給）を推進するためには、村産材を村内利用するための独自の基準が必要であり、当該基準・方針の早期策定を要望する。

(イ) 汚染廃棄物の処理の推進

- ・水路管理等で発生する堆積物、木質廃棄物や木質バイオマスの焼却灰などの処理手法の早期確立を要望する。

4、提案事項

① 柔軟かつ効率的な事業活用を図るために、福島県営農再開支援事業における国、県による巡回相談を例として、他の復興事業においても事業担当者等による巡回相談を定期的実施することを提案する。

② 復興は国、県、村、民間が一体となって実現すべきものであるため、事業採択後の実施段階において、国、県が積極的にかかわることを提案する。

③ 農業基盤の維持管理に係る先端技術の開発を提案する。

- ・水路堆砂除去の省力化技術など